

第二十回

大津町農業委員会

令和七年二月十日

第20回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月） 9：30から10：35
2. 場 所 大津町役場 2階 町民協働ルーム
3. 出席農業委員 （12人）

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 （3人）

6番 吉山 一豊	9番 石原 龍二
----------	----------
4. 欠席農業委員（1人） 6番 宮崎 恵美
欠席推進委員（1人） 10番 西本 和重
5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第8	議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画の意見について
日程第9	議案第6号 農地法第4条の規定による許可不要転用届（熊本県）について
日程第10	その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆	事務局次長 田上 克也	事務局 堀江 大成
------------	-------------	-----------
7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年2月10日 第20回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年2月、第20回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。10番 大村 礼美委員と 11番 荒木 博文委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。2月の第20回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。2月の第20回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1Pとなります。申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の

要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字陣内地内にある農地2筆です。

申請理由は、贈与による所有権の移転です。WCSの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われま

す。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字陣内地内の農地です。
申請の内容は、陣内地内の田2筆、2,628㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家で、申請地の近隣に住居があり、賃借権の設定を行い永年耕作を行っていましたが、譲受人が県外在住で高齢となったことから農地の処分を検討した結果、現在の耕作者への贈与の申し出がありました。双方で協議した結果、話がまとまったため申請に至ったものです。農業機械等は所有するトラクターを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われま

す。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 約2,700㎡もある圃場整備済の水田を贈与という形があるのかと思いましたが、耕作もなされており問題はありません。

事務局 経緯としては、事務欲へ県外在住の所有者から申請地を含む大津町内の農地等の財産について、自分の代で処分を検討したいととの相談があり、現在の耕作者と協議を行った結果、今回申請地の2筆について最終的に贈与での合意に至ったものです。他の農地はそのままの状態となっています。

また、最近は県外在住者で、相続はしたものの農地の所在もわからず、固定資産税等の問題もあるので、自分の代で処分したいとの相談は増加傾向です。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字新地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。家庭菜園で野菜の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、新地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字新地内の農地です。
申請の内容は、新地内の田1筆、510㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家で、申請地の隣に住居があります。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有する耕運機を使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われれます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
新地区担当は西本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 西本委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。
4条の1、意見書(案)は1P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は植林への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

なお、植林は昭和36年に購入した時から施行済みで今後は、農地法を遵守しますと始末書の提出がされています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で、室工業団地の北に位置する農地です。
申請の内容は、申請地は昭和36年に取得しましたが、取得した当時から、植林を実施済みです。今後も現況どおり山林として維持したいため今回の申請

になりました。

申請地の周辺も山林で、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありませんが、現況が山林なのでやむを得ないと思ひます。今後タブレットでの現地調査については注意したいと思ひます。

岩本委員 現況は雑木も多数あり、杉・檜を植栽することだが現状で植栽しても育たないと思われます。

事務局 県との協議で、植林した当時の状況で申請をすることとなっています。現状としては委員ご指摘のとおりだと思われます。杉・檜等の植栽がある場合は転用申請、雑木等の2種3種農地は非農地証明で対応しています。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
4条の1、植林への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。
令和7年4月からは中間管理事業推進法による中間管理機構を介した貸借に1

本化されますが、基盤強化法による相対の貸借権設定も本年度末までは活用できません。希望される方については従来どおりの相対での貸借権の設定を行うものです。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は24件です。1番から19番までが再設定で、20番から24番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は109,017㎡(約11町)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。

西村委員 No23の賃借料は全体でどの程度になるのですか。

事務局 4筆合計で6,794㎡となっております。10a当り20,000円の賃借料ですので全体で135,880円となります。

会長 他に、ご意見・ご質問等はございませんか。
(意見・ご質問なし)
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の利用権設定について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号についてご説明いたします。議案書は9～10Pとなります。

議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は6件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、16,376㎡(約1町6反)、対価の合計は5,570,732円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相

対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・一本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

以前は、基盤強化法による一括方式の議案と、中間管理事業推進法による再配分の議案を分けて上程していましたが、中間管理機構の様式が昨年11月から統一様式となりましたので1つの議案として上程しています。

左の番号の下に一括方式と再配分の区分を明記しています。

また、再配分については、「貸人」・「転貸人」・「前借人」・「借人」を記載し、所有者から公社が借り受け、その後担い手に貸付けた後、どの担い手に再配分したのかが分かるようにしております。

令和7年4月以降は、議案第3号の基盤強化法による利用権設定も、議案第4号の基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買（公社売買）となります。

それでは、議案第5号についてご説明いたします。議案書は11P～13Pとなります。

議案第5号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

今月の申請は8件で、すべて一括方式となっており、再配分はありません。

申出書面積の合計は42,569㎡（約4町3反）です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第1項第11号の規定の基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、農地法第3条第2項で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・ご質問なし）

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画(案)については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程9、報告第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第1号についてご説明いたします。議案集1枚目の裏面には議案第6号と記載していますが誤りです。申し訳ございませんが報告第1号へと読み替えをお願いします。

議案書の14Pをお願いします。

報告第1号 農地法第4条の規定による許可不要届出についてご説明申し上げます。

申請者・転用をしようとする土地の所在につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出の内容は、農地法第4条第1項第2号の規定により、熊本県が砂防ダムに転用するものです。以上の場合、「農地法」及び「農地法施行規則」の規定により、許可は不要となります。

以上、ご報告いたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

報告1号についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

以上で報告1号を終了します。

続きまして日程10を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)

お手元に配布しております「R7. 2. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

(事務局次長が資料を説明)

・3月の現地調査及び小委員会予定について

- 案はR7. 3/3 (月) 午前9時00～
- ・ 1月の定例総会予定について
- 案はR7. 3/10 (月) 午前9時30～
- ・ 農地利用意向調査の発出について
 - ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年2月の第20回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年2月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 清田 虎美

議事録署名委員 荒木 博文

議事録署名委員 大村 元美